

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 5 月 27 日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

政府は、5月25日、緊急事態宣言を継続していた関東圏や北海道についても宣言を解除し、これにより全国全ての緊急事態宣言が解除されました。そして、同日、基本的対処方針を変更し、新しい生活様式の定着を前提として「段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく」といたしました。また、奈良県においても新型コロナウイルス感染症対処方針を変更することとしています。これらを踏まえ、桜井市においても、新型コロナウイルス対策本部会議(以下「本部会議」という。)を開催し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を段階的に実現するため、下線部の通り対策方針を改定することといたしました。

1. 市立小中学校、幼稚園

(1)市立小中学校及び市立幼稚園の再開について

市立小中学校及び市立幼稚園について、5月31日(日)までは臨時休業とし、6月1日(月)から再開して、小学校及び幼稚園での預かりを終了する。

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

2. 学童保育所

(1)保育について

・学校施設の再開に合わせて6月1日(月)から通常通り開所を行う

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

3. 市立保育所

(1)保育について

・6月1日(月)から通常どおり保育を実施する。

(2)感染症対策

これまで行ってきた感染症対策を継続して実施する。

4. 市内行事と施設の取り扱い

(1)市主催以外の行事・イベント開催については6月1日(月)から6月18日(木)まで、次のように緩和する。

① 次の少人数のイベントは、下記の感染防止対策の徹底を条件に開催

- ・屋内であれば100人以下、又は、収容率50%以内のどちらか小さい方を限度とする人数
- ・屋外であれば200人以下、又は、十分な間隔(できれば2m)を確保できる人数のどちらか小さい方を限度とする人数

感染防止対策
i 三つの密(密閉、密集、密接)の回避を徹底すること。
ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
iii 適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること
iv <u>イベント前後や休憩時間などの交流を極力控えるよう呼びかけること</u>

② ①の感染防止対策を行うことができないイベントは、引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要請

(2)市が主催するイベントも、少人数イベントについては、順次開催する。

(3)市有施設等の再開について

感染防止対策を講じて再開する。

再開する施設等	再開準備施設等
6月1日(月)から	○【 <u>まほろばセンター(エルト桜井2階)</u> 】
○【 <u>まほろばセンター(エルト桜井2階)</u> 】	・貸館
・ <u>ひみっこぱーく(一部利用制限あり)</u>	合唱
・貸館	カラオケ
フオークダンス	<u>強く息を吹いて演奏する楽器を使用する活動</u>
囲碁	(<u>管楽器、オカリナ、尺八、ハーモニカ等</u>)
将棋	<u>※上記の貸館は、県の遊興施設(カラオケボックス等)への休業要請解除を条件に再開する</u>
和太鼓	
語学等	
・講座	
※ただし、 <u>楽しい唱歌教室は前期休校する</u>	
・ <u>高校生の自習室・交流スペース(一部利用制限あり)</u>	
・ <u>健康ステーション(活動量計の貸出のみ)</u>	
○【 <u>総合体育館、市民体育館</u> 】	
※ただし <u>トレーニングジムは除く</u>	
○【 <u>市立図書館</u> 】	
※ <u>市内在住者の条件をはずして本の貸出及</u>	

び返却業務を行う	
6月3日(水)から	
○【総合福祉センター】 ・浴場	
6月5日(金)から	
○【まほろばセンター(エルト桜井2階)】 ・ドレミの広場(子ども一時預かりを含む)	
既に再開している施設	
○【まほろばセンター(エルト桜井2階)】 ・市民活動交流拠点 ○【桜井市保健福祉センター陽だまり】 ・つどいの広場(子ども一時預かりを含む) ○【市立図書館】 ・桜井市内に在住する方のみを対象とした、本の貸出及び返却業務 ・貸館 ○【総合福祉センター】 ・貸館 ○【芝運動公園】 ○【初瀬観光センター】 ○【観光案内所(桜井駅北口)】 ○【中央公民館】 ・貸館 ・4月募集の講座は9月から開講の見込み ○【市民会館】 ○【埋蔵文化財センター】	

5. 市内の感染症患者発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症患者が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症患者が発生した場合

休業の方法	感染症患者が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする	上記施設について本部会議で臨時休業を検討する	休業しない
-------	-------------------------------	------------------------	-------

6. 市職員(教職員、保育士等を含む)の勤務について

- (1)市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。
- (2)市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。
- (3)患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。
- (4)市民と接する機会の多い窓口職員を中心に、可能な限りマスクの着用を勧める。

7. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県(中和保健所を含む)との情報共有と連携を密にし、引き続き、市行政として行いうる対策に全力で取り組む。

8. 医師会及び市内医療機関との連携

感染拡大防止に向け、医師会及び市内医療機関と情報共有を密にし、今後の発生段階に合わせた必要な体制が取れるよう連携協力を進める。

以上

注 釈

第 14 報からの変更点(下線のある箇所)

- 政府による緊急事態宣言が全国全ての地域で解除となり、基本的対処方針が変更されるとともに、奈良県でも新型コロナウイルス感染症対策方針が変更されたことを踏まえ、桜井市においても、感染拡大防止と社会経済活動の両立を段階的に実現するための改定であることを表記
- 学校施設を 6 月 1 日(月)から再開することを表記
- 学童保育について 6 月 1 日から通常どおり開所を行うことを表記
- 市立保育所について 6 月 1 日から通常どおり保育を行うことを表記
- 再開する市有施設等及び再開準備の市有施設等について変更
- 市職員の勤務について、交代制による在宅勤務を終了する変更